

第2回江東区消防団運営委員会 会議録

1 開催方法

新型コロナウイルス感染症により、書面会議にて実施とした。

2 会議資料発送

令和3年3月1日（月）

3 委員構成（敬称略）

(1) 委員長

山崎 孝明（区長）

(2) 委員

若林 しげる（区議会議員）

中嶋 雅樹（区議会議員）

鬼頭 たつや（区議会議員）

福馬 恵美子（区議会議員）

中根 たくや（区議会議員）

室達 康宏（区議会議員）

杉田 次助（町会連合会長）

中川西 正一（深川防火防災協会会長）

小泉 博久（城東防火防災協会会長）

高橋 宏彰（第五建設事務所長）

押田 文子（副区長）

高崎 剛彦（深川消防署長）

金子 裕一郎（城東消防署長）

平山 敏夫（深川消防団長）

青木 清美（城東消防団長）

4 議題

(1) 都知事諮問事項その一

「水災時において消防団員が効果的に活動する方策はいかにあるべきか」

資料1

江東区消防団運営委員会 委員名簿

資料2-1、2

江東区消防団運営委員会 都知事諮問事項

資料3

江東区消防団運営委員会 答申（案）

資料4

台風等における分団活動計画表

資料5

対象別重点学習項目表

資料6

特別区の消防団における水災時の連絡体制

資料7

江東区における水災時の連絡体制

資料8

江東区消防団運営委員会 答申骨子（案）

資料9

諮問に対する審議予定

(2) 都知事諮問事項その二

「消防団区域の変更に伴う分団の受持区域について」

資料10

都知事諮問事項（2東消防消第1167号）

資料11

江東区消防団運営委員会 答申（案）

資料12

中央防波堤埋立地詳細図

資料13

消防団区域の変更に伴う分団の受持区域について（資料）

5 都知事諮問事項その一に対する意見

I 活動体制

I-1 災害状況等に応じた、招集及び任務班の編成時期

- ① 城東消防団においては従来から、東京消防庁が定めた「水防態勢」、「水防非常配備態勢」に基づいて消防団長が消防団員に参集を命じている。しかし、分団本部建物の規模や装備品の収納状況などにより参集した団員を分団本部内に収容できない状況も生じている。よって、団員の安全確保を図るため、その時点において招集を要しない団員については、連絡体制を確保した上で、出場命令が出されたときには速やかに対応できる状態で自宅待機とすることは必要である。
- ② 答申（案）に記載されている事項については消防団の「水災時の活動体制」に沿ったものであり、今後もこの体制で活動する。
- ③ 現員数を考慮しながらの任務班編成ということで地域の現員数における課題が今後出てくる可能性があると思いますので、編成時期等地域の実情に応じて検討をお願い致します。
- ④ 平常時より団員の階級と居住距離など相互に勘案した班編成を組み、警戒レベルに応じて裾野が広がる体制とする。
- ⑤ 水火災どちらにも対応できなければ意味をもたない。
- ⑥ 招集に備えた着替え等の出場体制、連絡体制について再教育が必要。

【事務局回答】

①②について

本意見を踏まえ推進する。

③④⑤について

洪水・高潮時における浸水3～5m以上となる地域が多く存在する江東区の現状と、平時における消火班の編成が特別区消防団災害活動等基準に定められていることを踏まえ、深川・城東各消防団の地域特性を考慮した任務班編成を推進する。

⑥について

本意見を踏まえ推進する。

I-2 水災活動時の教育訓練及び安全管理

- ① 消防署隊と消防団との連携活動及び実践的な教育訓練などについては、これまでも毎年実施しているが、今後も新規に配備された資機材の取り扱い訓練などを含め、より効果的な訓練を実施したい。
- ② 装備・服装について、場面展開を考慮した再点検・再教育をすべき。
- ③ 水災時どの様に水が流れて来て、どんな事象が発生するのか等、知識の再確認（安全対策）

【事務局回答】

①②③について

本意見を踏まえ推進する。

I-(3) 河川越水時による浸水時の機能移転計画

① 城東消防団の担当地域は海拔 0mの地区が多く存在するため、河川の氾濫等による大規模な浸水等が発生すると消防団活動に大きな支障が生じる。

よって、消防団本部の機能移転についても消防署と連携を図るとともに、可搬ポンプ積載車や装備品等の移動についても事前に計画し、団員に徹底したい。

また、気象状況の悪化に伴い水災活動への危険度が増した場合、各種水防活動に従事している団員の安全確保を図る上でも「退避時期」などについての設定は必要である。2011年（平成23年）に発生した東日本大震災において、住民の避難誘導や広報、水門閉鎖などを実施していた被災三県の消防団員 254 名が死亡、2 人が行方不明になったことなどを踏まえて、早期に「避難判断基準」の設定が必要である。

- ② 移転先は複数個所の検討が必要か。（平時にも使用・団員の安全考慮）
- ③ 飲料・食料・着替え・積載車一式・発電機・燃料（民間との提携・優先権）
- ④ 退避時期の判断と方法について→チェックリストや詳細な判断基準が必要ではないか。
- ⑤ 災害時におけるパニック発生の要因と対策について確認

【事務局回答】

車両・必要資機材の移動、消防署機能移転及び団員退避の時期については、特別区消防団として一律の判断基準が必要であることから、関係機関に基準の策定を提言する。

①④について

本意見を踏まえ、車両移動・消防署機能移転時期については、消防団の出場態勢確保を目的に、警戒レベル3以上の他、各種気象情報等を総合的に判断する。また、具体的な移動要領については、各分団から移転先までの距離等、各分団の現状を考慮し検討する。

②について

車両移動・消防署機能移転とも、それぞれ一定の規模、浸水の影響を受けない高さが必要であることから、現計画の充実・強化を推進するとともに、他の移動・移転可能施設について情報収集し検討する。

③について

移転時の具体的な搬入物資については、消防署の計画に準じて整備する。

⑤について

本答申案とは別に推進する。

I-(4) 広範囲の浸水による長時間活動等に伴う応援体制等

① 隣接する消防団相互の応援及び応援要請方法については、消防組織法

第 18 条第 3 項に基づいて、より具体的な応援体制の検討を進めていきたい。

- ② 所属する区域外での活動の法的根拠や実例等について事前の説明と議論は必要。
- ③ 人員・資機材共に予めの選抜も必要か。(出せる・出せないの事例判断)
- ④ 各種補給や交代要員は自前なのか、他地域からなのか。

【事務局回答】

① について

本意見を踏まえ検討する。

② について

事前の説明等を実施し、疑問を解消したうえでの運用が必要である。団幹部会議等の機会を活用して周知徹底する。

③④ について

受援署長と応援署長は応援について必要な連絡調整を行うこととなっており、自己管轄区域の水災発生状況を踏まえた人員・資機材の応援出場となる。各種補給・交代要員についても同様に、相互の連絡調整による。

I-(5) 情報収集体制の強化

- ① 城東消防団において、消防団本部と分団本部、消防署隊との I T 等を活用した情報の共有化についてはかなり立ち遅れているのが現状である。災害時には確実な収集、分析とそれらに基づいたオンライン会議などによる情報の共有化は絶対的に必要で、平時からこれらに必要な P C などハード面の確保はもとより、それを適切に運用するための訓練等、ソフト面についても早急に対応を講じていかねばならない。
- ② 台風 19 号の際、区議会では SNS を活用して、各地域の情報共有をしていました。団本部及び各分団本部でのパソコン設置や Wi-Fi 導入等、いち早く情報を入手するためのオンライン強化は非常に重要であると考えます。
- ③ 情報収集環境の整備と共に、求められる情報の扱い方への教育指導が必要。(デマ等への判断)
- ④ 現状、東京消防庁緊急メールからの情報を元に、団員レベルでは LINE 等の SNS で共有される事が予想されるが、その段階で誤認や私考による情報の歪曲もありえ、自分の得た情報をいかにフラットに伝達出来るかの訓練(教育)が必要か。

【事務局回答】

①② について

本意見を踏まえ提言する。

③④ について

本意見を踏まえ推進する。

I-(6) 住民等からの避難所支援の要請対応

- ① 城東消防団においては、2019年（令和元年）10月の台風19号襲来の際に、i 地域住民の避難誘導と広報、ii 可搬ポンプ積載車を使用した身体が不自由な高齢者の避難所への搬送、iii 各地の避難所を巡回し、避難者数、傷病者の有無の確認などの活動を行っており、今後もこれらについては消防団に課せられた災害活動の一環として実施していく。
- ② 答申で支援班、誘導班共に避難所設営の支援に関して触れていませんが、住民からの要請に対応して行える支援は答申での支援内容に限定されるのでしょうか。避難所設営に対する支援を行えるのであれば答申に掲載してはいかがでしょうか。
- ③ 災害時には消防署隊や団の活動に対して、一般区民の手助けが必要となる場面も想像できる。また、その逆も大いに有り得るが大切なのは、消防団員は前線活動が前提とされ、本来業務が最優先される事を他団体へは徹底周知と理解を求め、団員自体その事への自覚が必要となる。
- ④ 拠点避難所の数と編成できる支援班の数を精査する。

【事務局回答】

①について

本意見を踏まえ推進する。

②③について

「消防団は災害対応が本来業務・最優先事項である」との原則のもと、消防団長が災害発生状況を踏まえ必要に応じて支援班、避難誘導班を編成し出場させるものであり、「避難所運営マニュアル（内閣府作成）」に示すとおり、「避難所運営体制構築は区が主導する」ものである。この原則のもと、水災時には資料7「江東区における水災時の連絡体制」に示すとおり、区と消防署を中心に緊密な協力・連絡体制が確立されており、消防団は指揮命令系統に従い、団長の命令により避難所支援にあたるということを、広く区民に周知する。

④について

拠点避難所は区内68か所である。各分団受け持ち区域内拠点避難所数と避難所開設が予想される警戒レベル3、水防第三非常配備体制での参集予定人員から必要班を編成すると、各分団が編成できる支援班は1個班となるのが現状である。

I-(1)~(6) 共通・その他

- ① 答申案に賛成。消防団は消防機関であり、（他市町村とは異なり）東京と（東京消防庁）が所管する23区における消防行政の在り方を十分に踏まえ、消防団は、それぞれの課題において、消防機関としての指揮命令系統を確立し、消防署との一体性向上を目指し、より緊密に連携し、また、指導を受けながら、団活動を展開すべき。東京消防庁は、首都東京を守る、人員・資機材・予算規模・防災対応能力・技術で世界最高レベ

ルの消防機関であり、東京消防庁が保有する消防・災害対応のノウハウを、消防団にも共有し、訓練することにより、消防機関としての、総合的な防災対応力の向上をさらに図るべき。

なお、区が主導する避難所運営への協力に関しては、上記を踏まえた上で、実際の運用においては、招集可能な消防団員数や各分団が保有している積載車は一台である制約や実際の現場（避難所）のニーズを踏まえて、柔軟な運用とすべきと考える。

- ② 災害時の支援において避難所設営の人出が課題であると考えます。消防団と災害協力隊を兼務されている方もおり、事前に災害時の役割の確認及び平時からの町会（地域）への周知徹底が必要と考えます。また、消防団における避難所支援の具体的な内容（支援班、避難誘導班）を日頃からわかりやすく区民に周知していくことが大事ではないでしょうか。
- ③ 分団本部に地域住民が避難を求めてきた時の一定の対応方法を検討していただきたい。（法的根拠はあるのか。）

【事務局回答】

①について

本意見を踏まえ推進する。

②について

町会役員・災害協力隊等を兼務している団員については、町会役員の役割の他、「水防非常配備態勢発令後は消防団として災害対応にあたること」、「消防団は災害対応が本来業務であり最優先事項であること」、「避難所に対する消防団の協力内容」及び「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、消防団の避難誘導のあり方、要配慮者の避難支援活動」について、平素から地域住民への周知が必要である。

③について

本答申案とは別に、消防組織法第1条（消防の任務）を根拠として、特別区消防団災害活動等基準に基づく避難誘導要領を団員に周知する。

II 装備資機材・分団本部施設

II-1) 予想を超える水災に対する装備資機材の増強

- ① 城東消防団においても、東京都や江東区などから水災に備えた装備品、資機材の導入計画が進められている一方で、情報の共有化及び相互の連絡を図る上で最も必要な機材である無線機（城東消防団管内で交信可能なもの。トランシーバーではない）が絶対数不足している。これらについては行政庁へ早急な配備をお願いしたい。
- ② これまでの様に装備・資機材は増強されつつあるものの、配置されている火災を前提とした軽自動車の積載車では災害現場の要求する資機材と人員の移動には能力が小さすぎる。

普通小型トラックかせめて軽トラックやバン型の車輛は配置検討され

たい。

- ③ エンジン付きのボート。(救助に流れのある水害には向かえない)
- ④ 衛生的に安全性のある活動服。

【事務局回答】

①について

本答申案とは別に、関係機関に要望する。

②④について

本意見を踏まえ提言する。

③について

消防署配置の救命ボート・船外機を活用し、消防署との連携による操舵訓練及船舶免許保有団員の船外機操作訓練を推進する。

Ⅱ－(2) 分団本部施設のスペース等の確保及び機能向上

- ① 城東消防団の各分団本部についても、人員及び資機材の待機、収納スペースが十分とは言い難く、特に亀戸地区を担当する第1分団の分団本部については平屋建てで可搬ポンプ積載車を収納すると団員1人が立つことも出来ない状態で、分団本部としては劣悪なものである。このような環境下で各種災害活動に従事する団員の身体的、精神的負担は大きく、水災害活動において参集した団員を暴風雨から身を守る建物が無いという問題は、消防団活動にも悪影響を及ぼしている。団員が身の安全を図りながら、的確な消防活動を行うためにも行政庁よりこのような劣悪な環境の改善が早急に図られることを強く望みます。
- ② 災害の種別による分団本部の被害想定を検討し、水没して近付けない、立ち寄れない施設に過剰な設備をするより、第2、第3のスペース確保をすべきか。
- ③ 水没する、しない本部として色分けし、助かる施設に備蓄・設備を集約し、数分団の共同本部とする。これからは3階建ても検討すべき。
- ④ 水利を活用できる訓練スペース（広場等で駐車可能）の確保を望む。

【事務局回答】

①②③④について

いずれも一定規模の敷地面積が必要であることから、東京都と東京消防庁が連携した、用地に関する情報収集・共有体制の構築を提言する。

6 都知事諮問事項その二に対する意見

- ① 答申案に賛成。但し、10分団の管轄区域エリアは極端に広いため、また、海の森1～3は、分団本部（豊洲）からそれなりの距離があるので、実際の団活動においては、これらを踏まえた活動の在り方とすべき。
- また、元々10分団管轄区域は、他分団と比較しても広く、今回の改定により、さらに拡大することを踏まえて、積載車両が、現状の、一台のままで十分か検討の上、総員数や必要性及び有効な活用が見込まれるのであれば、2車両目の導入も検討すべき。
- ② 深川消防団第10分団の受持区域がさらに広範囲となり負担増が心配されますので、他分団による支援等フォローできるようよろしくお願い申し上げます。
- ③ 新たに加えられる受持ち区域にて消防団にどのような活動内容が想定されるのか検討願う。
- ④ 深川10分団の移動距離の長さや、災害種別規模の大小等考慮すれば、上記想定に準じた資機材・装備・補給品の保管場所として、分団出張所資機材庫の検討願う。（城東7分団も同様）
- ⑤ 上記は水害時の仮拠点へ発展させる事も出来ないか。

【事務局回答】

①②③④⑤について

新たに加えられる受持ち区域の地域特性を考慮したうえで、今後、深川第10分団がより効果的な活動できるよう検討する。

7 事務局

- (1) 深川消防署警防課防災安全係
- (2) 城東消防署警防課防災安全係
- (3) 江東区総務部危機管理室防災課